

一般社団法人札幌公共嘱託登記司法書士協会 定款

目次

- 第1章 総則（第1条―第4条）
- 第2章 社員（第5条―第11条）
- 第3章 役員等（第12条―第19条）
- 第4章 社員総会（第20条―第27条）
- 第5章 理事会（第28条―第32条）
- 第6章 財産及び会計（第33条―第36条）
- 第7章 定款の変更（第37条）
- 第8章 合併及び解散等（第38条―第40条）
- 第9章 雑則（第41条―第44条）
- 附則

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人（以下「当協会」という。）は、一般社団法人札幌公共嘱託登記司法書士協会と称する。

（事務所）

第2条 当協会は、主たる事務所を札幌市に置く。

- 2 当協会は、理事会の決議により、従たる事務所を札幌市を管轄する法務局の区域内の必要な地に置くことができる。

（目的）

第3条 当協会は、社員である司法書士及び司法書士法人がその専門的能力を結合して官庁、公署その他司法書士法施行令（昭和53年政令第379号）で定める公共の利益となる事業を行う者による不動産の権利に関する登記の嘱託又は申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 当協会は、前条の目的を達成するため、北海道内において、次の事業を行う。

- (1) 司法書士法（昭和25年法律第197号）第69条第1項に定める事業
- (2) その他前号の業務に附随する事業

第2章 社員

（社員）

第5条 当協会の社員は、札幌市を管轄する法務局の管轄区域内に事務所を有する司法書士又は司法書士法人であって、当協会に入会を希望する者とする。

（入会）

第6条 社員になろうとする者は、別に定める入会申込書及び司法書士会員証の写し（司法書士法人である場合は、当該司法書士法人の登記事項証明書）を理事長に提出し、理事長の承認を受けなければならない。

2 前項の入会申込書は、電磁的方法により提供することができる。

3 理事長は、第1項の入会申込書の提出があったときは、正当な理由がなければ、入会を拒むことができない。

4 第1項の規定にかかわらず、社員になろうとする者が入会申込書の提出と同時に、札幌司法書士会に対して当該社員になろうとする者に係る司法書士登録に関する情報を当協会に提供することに同意する旨の書面を提出し、又は電磁的記録を提供したときは、司法書士会員証の写し又は司法書士法人の登記事項証明書の提出を要しないものとする。

5 前項の書面又は電磁的記録は、当協会を経由して提出又は提供しなければならない。
(退会)

第7条 社員は、次の事由により当協会を退会する。

(1) 次項の規定により退会の申出をしたとき。

(2) 社員が死亡し、若しくは失踪の宣告を受け、又は解散したとき。

(3) 次条の規定により社員の資格を喪失したとき。

2 社員は、いつでも退会することができる。この場合においては、別に定める退会届を理事長に提出しなければならない。

3 前条第2項の規定は、前項の退会届に準用する。

(資格の喪失等)

第8条 社員は、次のいずれかに該当したときは、社員の資格を喪失する。

(1) 社員が札幌司法書士会を退会したとき。

(2) 社員が司法書士法第5条各号のいずれかに該当したとき。

(3) 社員が司法書士法第47条第1項第3号の処分を受けたとき。

(4) 次条の規定により除名されたとき。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するときは、社員総会の決議により、当該社員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則若しくは規程又は当協会の決議に違反したとき。

(2) 当協会の業務を妨げ、名誉を毀損し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(3) 社員（司法書士法人にあっては、当該司法書士法人の社員）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号の暴力団員をいう。）であることが判明したとき。

(4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(入会金)

第10条 社員は、入会の際に入会金を納入しなければならない。

- 2 前項の入会金の金額は、金 1 万円とする。
- 3 社員が退会した場合、既納の入会金は返還しない。

(届出)

第 11 条 社員は、氏名（司法書士名簿に職務上の氏名が併記されている場合は、当該職務上の氏名）若しくは名称、事務所所在地、電話番号又はメールアドレスに変更があったときは、遅滞なく理事長にその旨を届け出なければならない。

- 2 司法書士法人である社員は、当該司法書士法人の社員又は使用人である司法書士（札幌司法書士会の会員である者に限る。）が加入し、又は脱退したときは、遅滞なく理事長にその旨を届け出なければならない。
- 3 前二項の規定にかかわらず、社員が札幌司法書士会に対して当該社員に係る前二項に掲げる情報を当協会に提供することに同意する旨の書面を提出し、又は電磁的記録を提供したときは、前二項の規定による届出を要しないものとする。
- 4 前項の書面又は電磁的記録は、当協会を経由して提出又は提供しなければならない。

第 3 章 役員等

(役員の定数)

第 12 条 当協会には、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 10 名以内
- (2) 監事 3 名以内
- 2 理事及び監事は、社員総会において社員のうちから選任する。ただし、監事は、社員以外の者を選任することができる。
- 3 理事のうち 1 名を理事長、1 名を副理事長とし、理事会の決議によって、理事の中から選定する。
- 4 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。以下「一般社団法」という。）上の代表理事とする。
- 5 理事の員数の過半数は社員（社員である司法書士法人の社員を含む。）でなければならない。
- 6 当協会の理事及び監事のうち親族関係を有する者及びこれらと租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）第 25 条の 17 第 6 項イからニまでに掲げる特殊の関係がある者の数がそれぞれの理事及び監事の数のうちに占める割合は、いずれも 3 分の 1 以下としなければならない。

(理事の職務)

第 13 条 理事は、理事会を組織し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は当協会を代表し、法令及びこの定款で定めるところにより、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐する。

4 理事長は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第14条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第15条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は前任者の任期の満了する時までとし、増員として選任された理事の任期は他の在任理事の任期の満了する時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は前任者の任期の満了する時までとする。

3 役員が第12条第1項各号に規定する員数の下限に足りなくなる場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員（一般社団法第75条第2項の一時役員の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

4 理事及び監事は、再任されることができる。

(役員の解任)

第16条 役員は、社員総会の決議により解任することができる。

(役員の報酬等)

第17条 当協会の役員には、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬の支給基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

2 当協会の役員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

3 前項の費用の支給基準は、社員総会の決議により別に定める。

(役員の一部免除)

第18条 一般社団法第111条第1項の損害賠償責任について、理事及び監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該理事及び監事の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、一般社団法第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として、理事会の決議によって免除することができる。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員が一般社団法第114条第3項の異議を述べたときは、前項の規定による免除をしてはならない。

(顧問)

第 19 条 当協会には、3 名以内の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事長が理事会の決議を経て委嘱する。
- 3 顧問は、当協会の運営上の重要事項について理事長の諮問に応ずる。
- 4 顧問は、無報酬とする。
- 5 第 17 条第 2 項及び第 3 項の規定は、顧問について準用する。

第 4 章 社員総会

(社員総会の開催)

第 20 条 社員総会は、定時総会及び臨時総会の 2 種とする。

- 2 社員総会は、すべての社員をもって構成する。
- 3 社員総会の議長は、理事長とする。ただし、理事長が欠席し、又は理事長が欠けたときは、副理事長とする。
- 4 定時総会は、毎年 1 回事業年度終了後 3 か月以内に開催する。
- 5 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会において必要と認めたとき。

(2) 総社員の 5 分の 1 以上の議決権を有する社員から、社員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面又は電磁的記録により、招集の請求があったとき。

(社員総会の招集)

第 21 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。

- 2 前条第 5 項第 2 号の規定による招集の請求があったときは、理事長は、招集の請求があった日から 30 日以内に社員総会を招集しなければならない。
- 3 社員総会の招集は、開催日の 3 週間前までに、一般社団法人第 47 条の 3 第 1 項第 1 号から第 5 号までに掲げる事項に係る情報を、社員に通知しなければならない。
- 4 社員は、社員総会に音声又は映像の送受信により出席することができる。この場合において、理事長は、音声又は映像の送受信により出席する方法を定め、前項の通知の際に、当該方法を通知しなければならない。

(社員総会参考書類の提供)

第 22 条 当協会は社員総会の招集に際し、社員総会参考書類の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

(社員総会の決議等)

第 23 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

- 2 第 21 条第 4 項の規定により音声又は映像の送受信の方法により出席した社員は、前項、次条及び第 25 条の規定の適用について、出席した社員の数に算入する。
- 3 社員総会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

- 4 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。
- 5 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことにつき、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(社員総会の決議事項)

第 24 条 次の事項は、社員総会の決議を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 役員の選任及び解任
- (3) 役員の報酬の額
- (4) 事業報告書、収支計算書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 社員の除名
- (6) 入会金の徴収方法
- (7) 合併及び事業の譲渡
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(特別決議)

第 25 条 第 23 条第 3 項の規定にかかわらず、次に掲げる社員総会の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2（第 2 号及び第 3 号の決議にあつては、4 分の 3）以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 合併及び事業の譲渡
- (3) 解散及び残余財産の処分
- (4) 社員の除名
- (5) 監事の解任
- (6) その他法令で定められた事項

(書面等による議決権の行使)

第 26 条 社員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって、又は他の社員を代理人として議決権を行使することができる。

- 2 前項の規定により書面をもって議決権を行使する場合は、社員総会の日の前日までに議決権行使書面に記載すべき事項を当協会に提供しなければならない。
- 3 第 1 項の規定により電磁的方法をもって議決権を行使する場合は、社員総会の日の前日までに議決権行使書面に記載すべき事項を当協会に提供しなければならない。

- 4 第1項の規定により代理人により議決権を行使する場合は、代理権を証明する書面を当協会に提出し、又は電磁的方法により当該書面に記載すべき事項を提供しなければならない。

(社員総会議事録)

第27条 社員総会の議事録は、議長が作成し、理事長及び出席した監事が記名押印の上、これを保存する。

第5章 理事会

(理事会の構成)

第28条 当協会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第29条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 前号に定めるもののほか、当協会の業務執行の決定
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 理事長及び副理事長の選定及び解職

(理事会の開催及び招集)

第30条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、毎事業年度4回開催する。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事長が必要と認めたとき又は理事長が欠けたとき若しくは理事長に事故があるときは、臨時理事会を開催することができる。
- 3 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事長が欠けたとき若しくは理事長に事故があるときは、副理事長が招集する。
- 4 理事会を招集するときは、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 5 各理事及び各監事は、理事会に音声又は映像の送受信により出席することができる。

(理事会の決議)

第31条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、出席した理事（前条第5項の規定により音声又は映像の送受信により出席した理事を含む。以下この条及び次条において同じ。）の過半数をもって行う。

- 2 理事会の議長は、理事長とする。ただし、理事長が欠席し、又は理事長が欠けたときは、理事会の議長は副理事長とする。
- 3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その事項について議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときは、この限りでない。

4 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

5 前項の規定は、一般社団法第 91 条第 2 項の規定による報告については、適用しない。

(理事会の議事録)

第 32 条 理事会の議事については、議事の概要及びその結果を記載した議事録を作成して、出席した理事長及び監事がこれに署名し、又は記名押印するものとする。

第 6 章 資産及び会計

(事業年度)

第 33 条 当協会の事業年度は、毎年 9 月 1 日に始まり、翌年 8 月 31 日に終わる。

(事業計画書及び収支予算書等)

第 34 条 当協会の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下この条において「事業計画書等」という。）については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。事業計画書等を変更する場合も、同様とする。

2 事業計画書等については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 35 条 当協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得なければならない。

(1) 事業報告書

(2) 事業報告書の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 理事長は、前項第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号に規定する書類を定時総会に提出し、同項第 1 号に規定する書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項各号に規定する書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なもの

を記載した書類
(剰余金の分配禁止)

第 36 条 当協会は、剰余金の分配を行うことができない。

第 7 章 定款の変更
(定款の変更)

第 37 条 この定款は、社員総会の決議により変更することができる。

第 8 章 合併及び解散等
(合併及び事業の譲渡)

第 38 条 当協会は、社員総会の決議により他の一般社団法人又は一般財団法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第 39 条 当協会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 40 条 当協会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 20 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 雑則
(公告方法)

第 41 条 当協会の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

(倫理規程)

第 42 条 当協会は、司法書士行為規範の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、第 3 条の目的の達成及び社会的信用の維持及び向上に努めるものとする。

(施行規程)

第 43 条 この定款に定めるもののほか、この定款の規定を実施するために必要な規程は、理事会の決議を経て理事長が定める。

(定款に定めのない事項)

第 44 条 この定款に定めのない事項については、すべて一般社団法その他の法令に定めるところによる。

附 則

- 1 この定款は、設立の登記の日から施行する。
- 2 当協会の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

(設立時社員の氏名及び住所は省略)

- 3 当協会の最初の事業年度は、設立の登記の日から令和7年8月31日までとする。